

4817号

2011年8月16日

伝書鳩

全国一般労組・全国協議会
安倍川製紙労働組合
静岡市葵区田町3-5-6
電話 054-271-7302
岩瀬構内電話 340
abekawarouso@room.ne.jp

あなたも休みを取りやすくなりましたか？ 増員による改善が効果

今から約2年前、王子特殊紙は国・行政からの指導により、
交替職場の「労働時間の明確化」ということで、引き継ぎ時間を
一日につき15分ずつ延長しました。



代番残業のない休日を

時間延長に対しては延長に反対していた安倍川労組だけでなく、王子特殊紙労組も昨年の春闘などで補償・代替措置を求めました。

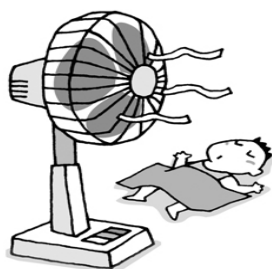
これに対して会社は「段階的休日増」という形で応えてきました。休日増自体は良いのですが、代番の早出・残業になったのでは結局休日の意味がなく、これまでも代番者の事情からフリー(個人別指定休日)が取りきれない例があることは会社も認めていることで、「一斉休日にすべき」というのが安倍川労組の主張でした。

会社から休日のための増員申し入れ

先月、突然会社から休日のための増員という申し入れがあり、なぜそうなったのかという経過自体は分からない面もあったのですが(特殊紙労組の申し入れ・回答にそらえる。ということなのかもしれません)安倍川労組は同意としました。

休日を活用しよう

この増員が行われた職場からの意見では、「年休も含めて取りやすくなった。」とおおむね好評です。



今年の暑さは昨年以上のもので、体調を崩している人は「ほとんど」と言っている状況です。増員がされていない職場は増員の実現を要求しましょう。うまく休日を活用しましょう。

また、設備の問題や働き方の問題など、今後も改善に向けた声をあげていきましょう。

ウラも読んでください⇒

8月5日の中央労使委員会でも夏期休転・年末年始当直

廃止にむけ協議を申入れ

夏期休転時と年末年始の当直がいかにもムダで意味がないばかりか、従業員の生活などに有害であるかはこれまで繰り返し述べてきました。

8月5日には組合の要望をもとに事務折衝が開かれ、会社に「当直廃止に向けた協議の開始」を申し入れました。その直後に本社の小川総務人事部長などが出席した中央労使委員会でも当直の廃止を求めました。その時のやり取りの要旨は以下の通りです。



会社 当直廃止の意思はない

会社 当直廃止の意思はない。①「自分の職場は自分で守る。」のが基本。ランプの点灯など、機械の異常を発見できるのは普段からかかわっている従業員であり、警備員にはできない。②強盗犯などに関して、「取り押さえろ」とは言っていない。避難して警察に通報してくれればよい。③何かがあった場合、組合は責任を取れるのか。④工場単位・製造所単位での対応としている。

担当している機械以外の異状は分からない

組合 ①については以前に反論している。各機械というのであれば、現在の「各課で一人」というわけにはいかない。いったい何人が当直に出なければならないのだ。岩渕で考えても30人でも足りない。そもそも電気は来ていないはずだ。②警備員に頼んだほうが適切。③油漏れなどならば予防の観点から設備・対策で対応すべき問題だ。

根拠のない「何かの場合」

組合 ③これまでに「何かがあった」ことはあるのか。想定できないことのためにやらせるほどの意味は当直にない(従業員では対応などできない)。

会社 見解の相違だ。

会社 先ほども書面で協議の申し入れがあったので、会社として対応したい。

組合 組合は社長宛で申し入れた。回答というならば社長名で出されると思うが、社長の恥にならないような内容で出すべきだろう。 以上